

中部運輸局 自動車技術安全部

令和2年5月29日発表

連絡先：中部運輸局自動車技術安全部
整備課 飯田・齊藤
TEL 052-952-8042
保安・環境課 小林・山下
TEL 052-952-8044

6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間です

不正改造車の使用は、騒音問題の発生や道路交通の安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、不正軽油の使用は、排気ガスによる大気汚染など、環境悪化の要因になります。

これらの不正改造に対しては「不正改造車を排除する運動」として年間を通じて取り組んでいますが、6月を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、自動車関係団体等の協力を得て自動車ユーザー等への啓発及び不正改造車の情報収集の取組みを強化して行います。

1. 自動車ユーザー等への啓発

- (1) 不正改造の例や基準に適合しないマフラーの装着の違法性、それらによる悪影響を示した資料をインターネットサイト、SNS、ポスター、チラシ、画像表示装置等を活用して広報することにより、不正改造を「しない」・「させない」ための周知を図ります。
- (2) 各行政機関及び団体の協力を得て、今年度新たに194か所でポスター、画像表示装置等による広報を行うことにより広く周知を図ります。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が解除されたことを受け、街頭検査による指導の実施を検討します。

2. 不正改造車の情報収集

- (1) 中部運輸局及び管内各運輸支局では、年間を通して「不正改造車・黒煙110番」の設置やホームページ上で不正改造通報受付を行っています。
- (2) これらの情報をもとに不正改造車ユーザーに対しては警告ハガキを送付し、不正改造の改修を求めています。

不正改造車・迷惑黒煙車の情報提供窓口

<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/seibi/tsuhoh.html>



不正改造の例 (参照URL <http://www.tenken-seibi.com/husei/index2.html>)

